

## 第11回福島県「県民健康管理調査」検討委員会 次第

日 時：平成25年6月5日(水)10:15~12:30

場 所：コラッセふくしま5階 研修室

### 1 開会

### 2 座長選出等

- ・ 座長選出（委員互選）
- ・ 座長代行、議事録署名人指名

### 3 議事

(1) 基本調査について

(2) 詳細調査について

- ① 甲状腺検査
- ② 健康診査
- ③ こころの健康度・生活習慣に関する調査
- ④ 妊産婦に関する調査

(3) その他

### 4 閉会

## 「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康管理調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康管理調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期期間中において、新たに指名された委員の任期は、他の委員と同じとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長は、委員会の会務を総理する。
- 6 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代行が、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 委員会の会議は、座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (部会)

第5条 委員会は、専門的な事項について検討をするため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については知事が別に定める。

### (事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初の指名があるまでの間、委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 「県民健康管理調査」検討委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、「県民健康管理調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (開催)

第2条 委員会は、定例会及び臨時会として開催する。

- 2 定例会は、年4回（概ね5月、8月、11月、2月）開催する。
- 3 臨時会は、前項の定例会開催以外に座長が必要と認めた場合に開催するものとする。
- 4 委員会の開催にあたっては、緊急の場合を除き、開催日の属する週の2週前の金曜日までに、報道機関への資料提供、県政情報センター、福島県ホームページに掲示することにより周知を行う。

### (公開)

第3条 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長が会議に諮って、全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 委員会において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報（以下、「不開示情報」という。）に関し審議を行う場合
  - (2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 全部又は一部を公開しないとした場合のオブザーバーの取扱については、議長が会議に諮って決定する。

### (資料)

第4条 委員会の資料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き原則として公開するものとする。

- (1) 福島県情報公開条例第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関する資料
- (2) 前条第1項第2号において使用した資料（ただし、委員会において公開することとしたものを除く）
- (3) 計数が確定していない資料等公開することが適当でない資料

### (議事録)

第5条 委員会を開催した場合は、議事録を作成する。

- 2 議事録は、事務局で案を作成し、議長が委員会で指名した2名の議事録署名人の確認を得る。
- 3 議事録は、作成後すみやかに福島県ホームページに掲示し公開する。
- 4 前項の場合において、委員会の全部又は一部を公開せずに行った審議の内容については、議事録の内容に代えて、次の事項を記載する。
  - (1) 委員会の全部又は一部を公開せずに開催した理由
  - (2) 審議の概要
  - (3) 審議において使用した資料の名称

### 附 則

この要領は、平成25年4月18日から施行する。

# 「県民健康管理調査」検討委員会委員 名簿

50音順、敬称略

	氏 名	所 属
1	アガシ 真言 明石 真言	独立行政法人 放射線医学総合研究所 理事
2	イサカ アキラ 井坂 晶	双葉郡医師会 顧問
3	イバ トシヤ 稲葉 俊哉	国立大学法人 広島大学 原爆放射線医科学研究所長・教授
4	カサガ フミコ 春日 文子	日本学術会議 副会長 (国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長)
5	コダマ カズノリ 見玉 和紀	公益財団法人 放射線影響研究所 主席研究員
6	サウ トシノブ 佐藤 敏信	環境省 環境保健部長
7	シミズ カズオ 清水 一雄	学校法人 日本医科大学 内分泌・心臓血管・呼吸器外科統括責任者 内分泌外科学大学院教授 日本甲状腺外科学会理事長
8	シミズ シュウジ 清水 修二	国立大学法人 福島大学 人文社会学群経済経営学類 教授
9	タカムラ ノボル 高村 昇	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授 福島県放射線リスク管理アドバイザー
10	ツガネ シュウイチロウ 津金 昌一郎	独立行政法人 国立がん研究センター がん予防・検診研究センター長
11	トナミ シンジ 床次 眞司	国立大学法人 弘前大学 被ばく医療総合研究所 放射線物理学部門 教授
12	ナルイ カナエ 成井 香苗	福島県臨床心理士会 副会長
13	ホシ ホクト 星 北斗	社団法人 福島県医師会 常任理事
14	マハラ 和ヒロ 前原 和乎	社団法人 福島県病院協会 会長
15	ムツキ ジュン 室月 淳	地方独立行政法人 宮城県立こども病院産科部長 国立大学法人 東北大学大学院医学系研究科先進発達医学講座胎児医学分野教授

# 第11回福島県「県民健康管理調査」検討委員会 出席者名簿

平成25年6月5日  
50音順、敬称略

○委員

氏名	所属	出欠
明石 真言	独立行政法人 放射線医学総合研究所 理事	出席
井坂 晶	双葉郡医師会 顧問	出席
稲葉 俊哉	国立大学法人 広島大学 原爆放射線医科学研究所長・教授	出席
春日 文子	日本学術会議 副会長 (国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長)	出席
児玉 和紀	公益財団法人 放射線影響研究所 主席研究員	出席
佐藤 敏信	環境省 環境保健部長	欠席
清水 一雄	学校法人 日本医科大学 内分泌・心臓血管・呼吸器外科統括責任者 内分泌外科学大学院教授 日本甲状腺外科学会理事長	出席
清水 修二	国立大学法人 福島大学 人文社会学群経済経営学類 教授	出席
高村 昇	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授 福島県放射線リスク管理アドバイザー	欠席
津金 昌一郎	独立行政法人 国立がん研究センター がん予防・検診研究センター長	出席
床次 眞司	国立大学法人 弘前大学 被ばく医療総合研究所 放射線物理学部門 教授	出席
成井 香苗	福島県臨床心理士会 副会長	出席
星 北斗	社団法人 福島県医師会 常任理事	出席
前原 和平	社団法人 福島県病院協会 会長	欠席
室月 淳	地方独立行政法人 宮城県立こども病院産科部長 国立大学法人 東北大学大学院医学系研究科先進発達医学講座胎児医学分野教授	出席

○オブザーバー

氏 名	所 属
桐生 康生	環境省 総合環境政策局環境保健部 放射線健康管理担当 参事官
野村 知司	厚生労働省 厚生科学課 健康危機管理対策室長

# 第11回福島県「県民健康管理調査」検討委員会 座席表

会場：コラッセふくしま 5階研修室  
 開催時刻：平成25年6月5日(水) 10:15~12:30

